

# ～中東情勢の変化による資材流通の目詰まり対策～ **ナフサ由来の建設資材に 対する特例措置について**

**代替資材の調達等による「別途調達経費」を設計変更で計上します！**

中東情勢の変化に伴い、ナフサ由来の建設資材に供給の偏りや流通の目詰まりが発生しています。  
受注者の皆様が安心して施工・受注できる環境を整備するため、特例措置を定めました。



## 【対象工事】

県土整備部・農林水産部・企業庁が発注  
する土木・電気・機械設備・営繕工事

(維持修繕業務委託等の維持工事を含む)



## 【対象資材】

流通の目詰まりが発生している  
ナフサを由来とする建設資材

(例：塩化ビニル管、塗料用シンナー等)

以下のいずれかで「別途調達経費」が必要となる場合が対象です。



① 代替資材を  
調達する場合



② 流通経路を見直して  
調達する場合



③ 同じ資材だが、  
通常より高い経費で  
調達する場合



## 【STEP 1： 監督員と協議 】

**！設計変更前に監督員と協議が必要です！**

・工事打合せ簿（様式1）、実際の見積書の写し、カタログ等（代替品の場合）

※緊急時（直ちに購入契約が必要な場合等）は口頭・メール等も可。  
ただし事後遅滞なく書面協議を行うこと。

## 【STEP 2： 資材調達・施工】



## 【STEP 3： 購入後（実施報告と設計変更）】

**精算変更時に報告**

・工事打合せ簿（様式2）、実際の取引伝票・請求書等の写し  
(調達時期・数量・単価が確認できるもの)

令和8年7月15日以降に受発注者間で協議が整ったものから適用する。

※本特例措置は、中東情勢の影響を受ける当面の期間とする。